

◎新潟県告示第752号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年／厚生省／建設省／告示第1号）別表の第1号の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音規制（昭和47年4月新潟県告示第441号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
1～3 （略） 4 第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲 おおむね80メートルの区域 (1)～(5) （略） <u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>	1～3 （略） 4 第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲 おおむね80メートルの区域 (1)～(5) （略）